

# 横浜市における生活困窮者自立促進 支援モデル事業の取組

平成26年5月20日



横浜市中区福祉保健センター  
担当部長 巻口 徹

## 本日のお話の構成

- 1 はじめに(横浜市及び中区について)
- 2 モデル事業の概要
- 3 相談支援事業の実際
- 4 支援メニュー
- 5 モデル事業の実績
- 6 27年度の本格施行にむけて

# 1 はじめに

## □ 横浜市及び中区の概況（26年3月現在）

	中区		横浜市	
面積	20.85km <sup>2</sup>		435.21km <sup>2</sup>	
常住人口	76,996世帯	146,902人	1,623,606世帯	3,702,093人
被保護世帯・人員	8,483世帯	9,270人	51,979世帯	70,583人
寿地区	5,788世帯	5,819人		
その他	2,695世帯	3,451人		
保護率	11.0%	6.3%	3.2%	1.9%

## □ 中区の特徴

- 繁華街が多い
- 簡易宿泊所密集地域を抱えている
- 外国籍の方が多い



## □ 区福祉保健センターとは

- 福祉事務所と保健所の機能を統合
- 福祉保健サービスの拠点機関
- 平成14年1月に、各区に設置  
(場所も機構上も区役所の一部)
- 平成19年4月から、保健所機能は  
一元化 (各区は保健所支所に)

## □ 区福祉祉保健センターの執行体制

- センター長（医師等）と担当部長の  
2部長制
- 福祉保健課、生活衛生課、  
高齢・障害支援課、こども家庭支援課  
保護課、保険年金課  
の6課で構成

## □ 保護課の職員体制

- CWは全員社会福祉職採用  
(全市で622名、中区は92名)
- 男女比は概ね1：2
- 就労支援専門員、年金相談専門員、  
教育支援専門員、事務嘱託員  
などの嘱託職員を配置

## 2 モデル事業の概要

## □ 制度施行に向けた検討体制

- 健康福祉局保護課が所管
- 保護課長の下、専任の係長2名、社会福祉職2名、事務職1名を配置
- 24年度より関係区局による検討プロジェクトを設置し検討

### 〈構成〉

政策局、市民局、経済局、こども青少年局、  
健康福祉局、区保護課 の課長級職員等  
(事務局：健康福祉局保護課)

## □ モデル事業実施の考え方

- 必須事業である相談支援事業は直営  
任意事業は委託を基本とする。
- 市庁舎にも近く、サービスメニューも豊富な中区をモデル区として選定。  
25年10月より相談支援のモデル事業を実施。



# 3 相談支援事業の実際

## □相談支援事業の支援対象者

「中区在住の方」のうち、  
「生活に困窮している方」で、  
「経済的な自立に向けた支援を希望される方」

## □ 相談支援事業の実施体制

### ○中区保護課に以下の職員を専任で配置

係長	社会福祉職（正規）	1名
主任相談支援員	社会福祉職（正規）	1名
自立生活支援員 （相談支援員＋就 労支援員の役割）	相談援助業務等の経 験のある職員 （嘱託）	4名
事務	事務職（正規）	1名

## □ インテーク

- 既存の生活保護の相談窓口の機能を拡充  
⇒従来の生活保護相談とあわせて、生活困窮に関する相談を一体的に受付

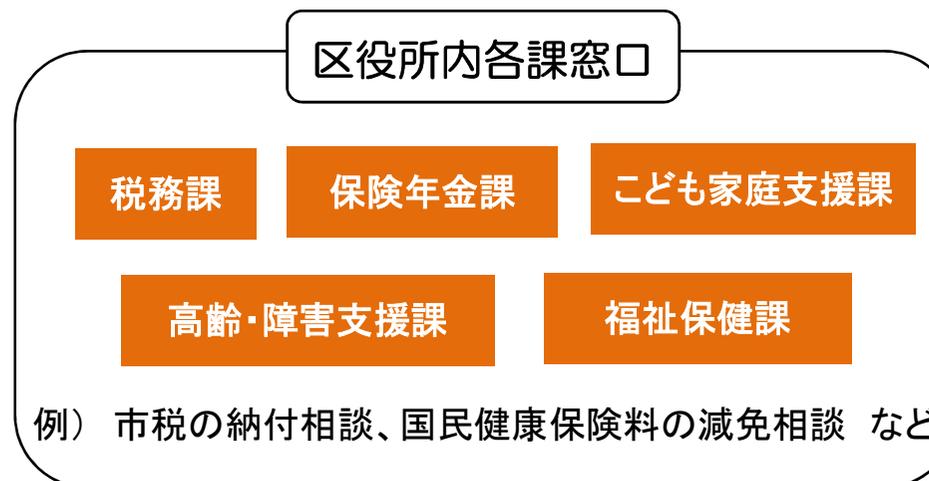
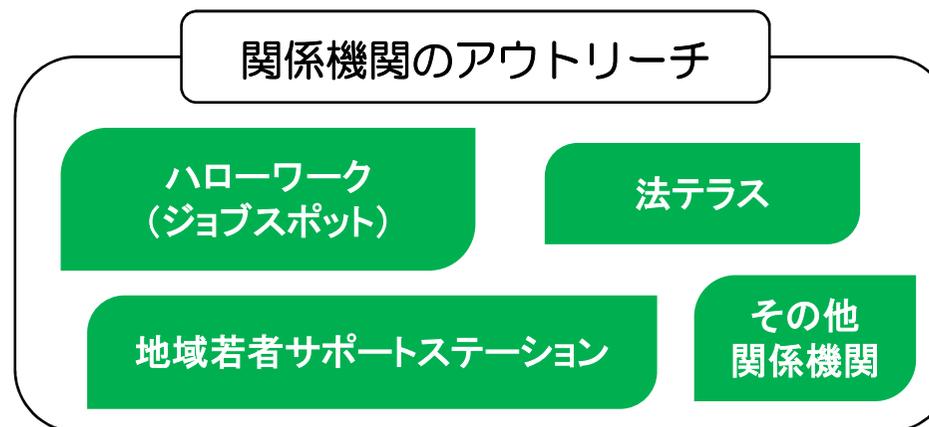
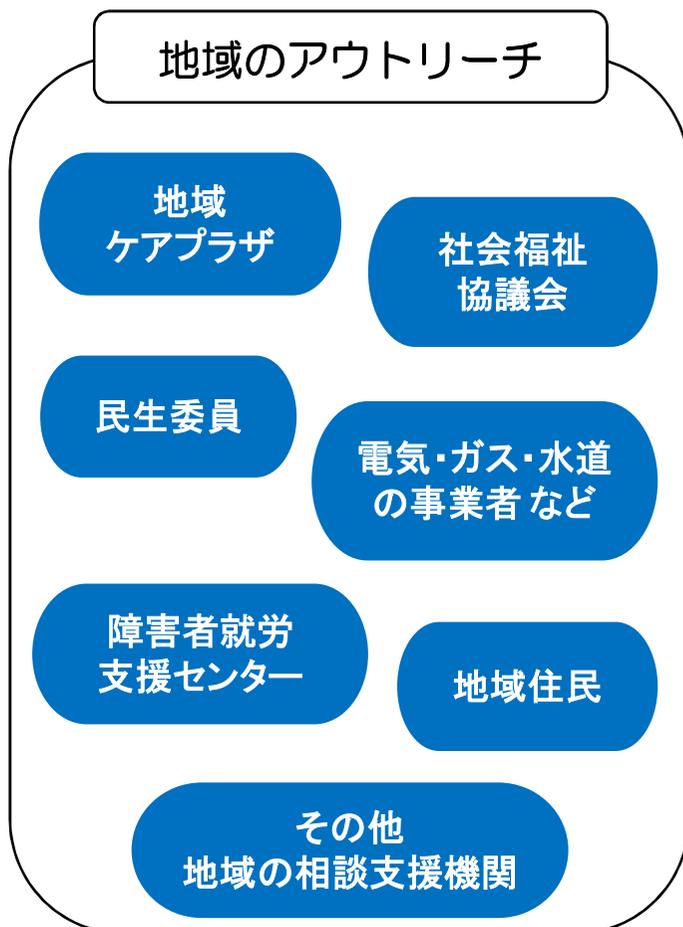


面接担当のケースワーカー(社会福祉職)が生活状況を総合的に聞き取り、相談者に適した制度の利用を案内

# ○ 相談窓口



# □ 生活困窮者早期把握のためのアウトリーチ



## □ 支援開始決定までの流れ

インタークワーカーから自立生活支援員へ引継ぎ

利用申込み

アセスメント・スクリーニング

随時支援調整会議

支援決定

## □ 支援調整会議

迅速な支援決定を行うため、2段階で実施

### (1) 随時支援調整会議(随時開催)

#### 目的

相談者の課題整理、目標設定、プラン案の作成

#### 参加者

本人、自立生活支援員、主任相談支援員＋ $\alpha$

## (2) 定例支援調整会議(月1回開催)

### 目的

プラン内容の協議・確認。支援の実施状況の共有

### 参加者 (主に実務レベルの担当者)

保護課長、担当係長、主任相談支援員、自立生活支援員、区役所内関係課職員(税務課、保険年金課、高齢障害支援課、こども家庭支援課、福祉保健課)、社会福祉協議会、ハローワーク、就労準備支援事業者、家計相談支援事業者、法テラス

## □ ネットワーク連絡会（年2回開催）

### 目的

- 一体的かつ効率的な支援を実現するためのネットワークの構築についての検討
- 不足するサービス、社会資源の開発等に関する検討 等

### 参加者（主に各機関の管理職員等）

定例支援調整会議参加の各機関

十区役所区政推進課、地域振興課、民生委員

## 4 支援メニュー

## □ 住宅支援給付

- ・モデル事業のメニューのひとつに位置づけ、制度の対象者には住宅手当支援員と自立生活支援員が一体となって支援

### ※住宅支援給付

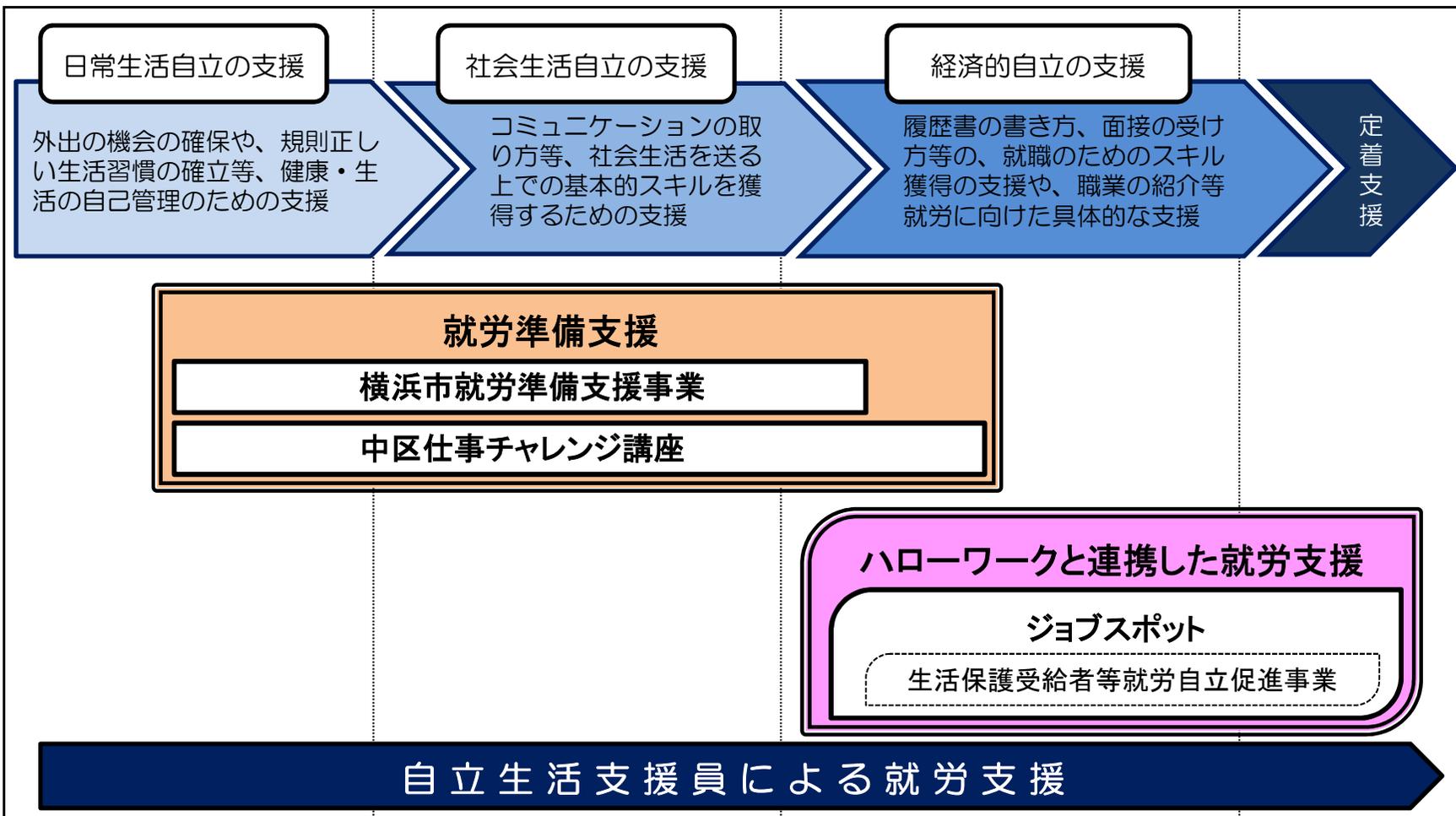
離職者であって住宅を失った、又は失うおそれのある人に対する、賃貸住宅の家賃のための給付

(様々な要件あり)

横浜市の支給額：単身世帯 月額53,700円以内

2人以上世帯 月額69,800円以内

# □ 生活困窮者の状態に応じた就労支援



## □ 一般就労に向けた支援

自立生活支援員が、ジョブスポット等を活用し、ハローワークと連携しながら支援

### ※ジョブスポット（25年4月開始）

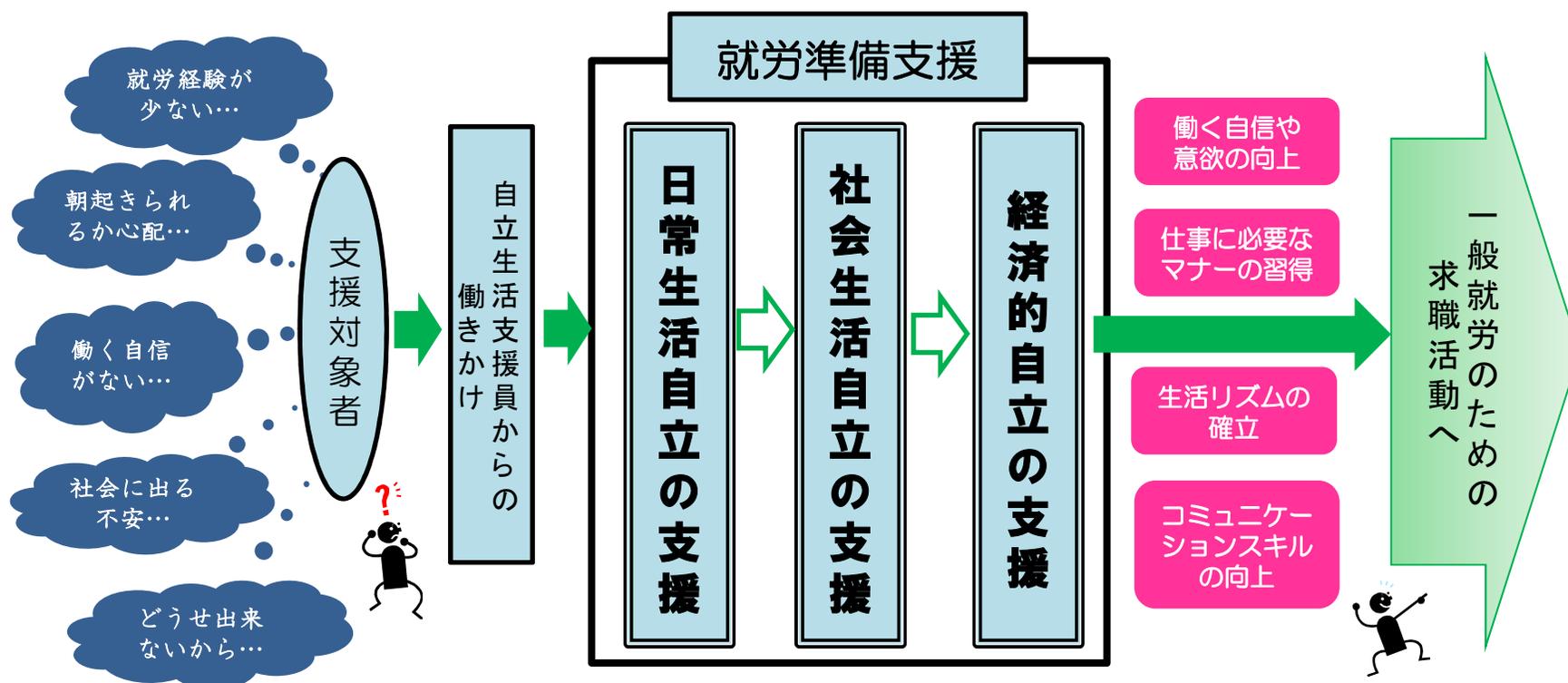
- ・福祉サービスと連携した就労支援を行うため、区役所内に開設した窓口。  
（ハローワーク一体的実施事業）
- ・職業相談員が、求人情報の検索・紹介、紹介状の直接交付を行う。

## ○ ジョブスポット 中



# □ 就労準備支援事業

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援



## ○就労準備支援事業

事業開始：平成25年10月

### (1)「横浜市就労準備支援事業」

※ 生活保護受給者向けに展開している事業の対象者を、生活困窮者にも拡大して実施

対象者：就労経験が乏しく、直ちに求職活動を始めることが困難な15歳から64歳までの者

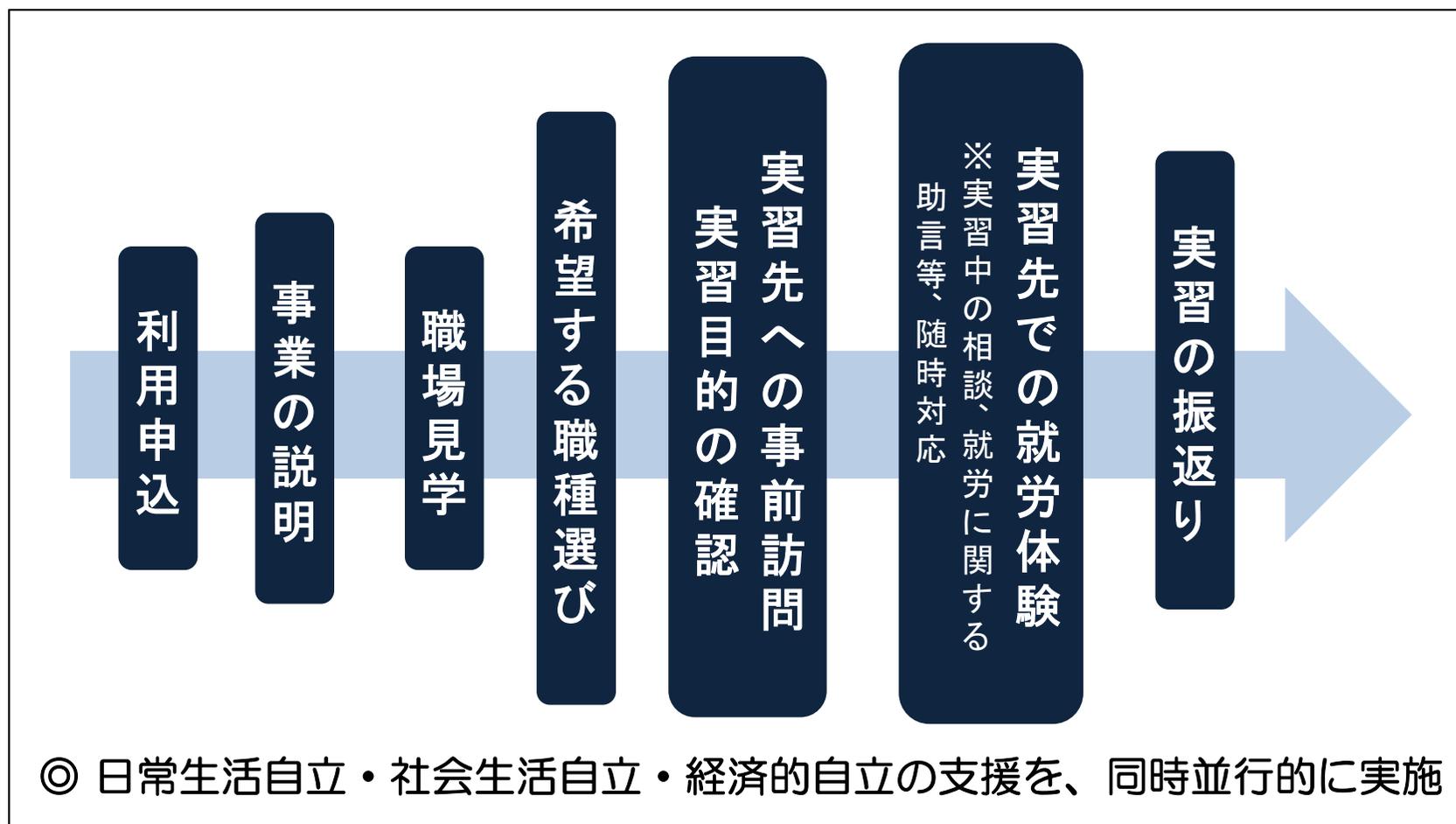
事業内容：職場実習活動等による社会参加・就労体験支援  
実習1回につき最大1,000円の奨励金を支給

実習期間：週1～3回、3か月1期、  
最大4期（1年）まで延長可能

実習先：配送センター、リサイクルショップ、  
デイサービス など

実施方法：NPO法人「ワーカーズコレクティブ協会」  
に委託

## ○ 「横浜市就労準備支援事業」の流れ



## ○就労準備支援事業

事業開始：平成23年10月

### (2)「中区仕事チャレンジ講座」

※ 生活保護受給者向けに展開している事業の対象者を、生活困窮者にも拡大して実施

- ★ 対象者 自立のために就職や増収を目指している者
- ★ 事業内容 民間団体や地域と連携し、生活訓練、社会訓練、技能習得訓練の3つを一体的プログラムとして実施
- ★ 受講期間 約2か月間
- ★ 事業受託者 社会福祉法人神奈川県匡済会
- ★ 清掃実技指導 一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会
- ★ 事業実施場所 横浜市寿福祉プラザ改修棟1階  
(横浜市中区寿町4-13-1)

## ○ 仕事チャレンジ講座のカリキュラム

項目	内容	時間数
生活講座	挨拶、自己紹介、一日の行動予定作成等	3時間×4日間
社会講座	相手との関わり方、人の話を聞く、プロフィール・履歴書作成、模擬面接、OB体験談等	3時間×9日間
実技講座	掃き・拭き・洗浄作業、ポリッシャー等清掃器具操作、ワックス塗布作業、ガラス・トイレ清掃	6時間×5日間 3時間×5日間 (実習)
その他	オリエンテーション、レクリエーション	3時間×3日間

# 講座その1 「生活講座」

- ★他人の前で「挨拶」や「自己紹介」を行い、集団活動に慣れる。  
初めは緊張して挨拶、氏名を言うのが精一杯で出身地を言うのもためらいます。  
自己紹介が終わるとすぐ席に戻ってしまいます。

- ★ 1日の行動予定の作成と実践  
朝起きてから夜寝るまでの行動と、  
1日の生活リズムを意識してもらい、  
これからの規則正しい生活を考えていただきました。
- ★ 地域清掃として近隣の公園清掃を行いました。



## 講座その2 「社会講座①」

- ★ 他人の前でさらに深めた「自己紹介」を行い、他者の話を聞く。  
相手に興味を持ってもらう内容としてこれまでの職歴や、特技、趣味等を披露し、相手に興味を持たせます。  
発表者の話を聞き質問をしたり、自己PRや性格特徴を分析し、履歴書を完成させていきます。

- ★ 就労支援専門員による現在の就労支援状況や求職状況についての講義  
生活保護制度や、就職後の生活について多くの質問が出る等、積極的な講座参加につながっています。



## 講座その3 「社会講座②」

★ 教室を会社に見立てて、実践的な模擬面接を行う。

緊張した面持ちで入室。「こんにちは。ハローワークからの紹介で来ました〇〇です。採用の担当者の方をお願いします。」



「なぜ我が社を希望したのですか」  
「〇〇についてとても魅力があったため希望しました。」等受け答えの練習を行いました。



## 講座その4 「実技講座①」

★（一社）神奈川県ビルメンテナンス協会による、清掃実技講座



清掃の基本動作である  
掃き、拭き、磨きを  
学びます。

道具の持ち方から、体の使い方  
まで、少人数のグループに分かれて  
きめ細かい指導を受けています。



## 講座その5 「実技講座②」

- ★（一社）神奈川県ビルメンテナンス協会による、清掃実技講座



モップの水洗いも素手で行い  
水洗いの方法、絞り方等を実践  
します。

水は冷たいですが、受講者は  
積極的に取り組んでいます。

どのような職種であっても、最後に「清掃」や「整理・整頓」は必要となっています。  
この講座で清掃の基本動作を学ぶことは、大きな意味があります。



## 講座その6 「実技講座③」

★（一社）神奈川県ビルメンテナンス協会による、清掃実技講座



ポリッシャーによる床洗浄や、ワックス等、ビル清掃作業の一連の流れを習得します。



ハマの風、中区から

# 講座その7 「実習」

★寿地区内の関係機関（寿地区自治会、寿町勤労者福祉協会、寿労働センター）から清掃作業会場を提供していただき、実習として一連の清掃作業を行なっています。「とてもキレイになりました」と好評でした。



# 講座修了式そして新たなスタートへ

## ★ 修了式（25年度）

### 第1回修了式

平成25年7月26日

修了者 13名

受講者年齢 39歳～63歳（平均55歳）

### 第2回修了式

平成25年9月27日

修了者 15名

受講者年齢 44歳～63歳（平均56歳）

### 第3回修了式

平成25年11月28日

修了者 18名

受講者年齢 45歳～64歳（平均58歳）

### 第4回修了式

平成26年1月30日

修了者 12名

受講者年齢 41歳～62歳（平均56歳）

### 第5回修了式

平成26年3月28日

修了者 12名

受講者年齢 41歳～63歳（平均53歳）

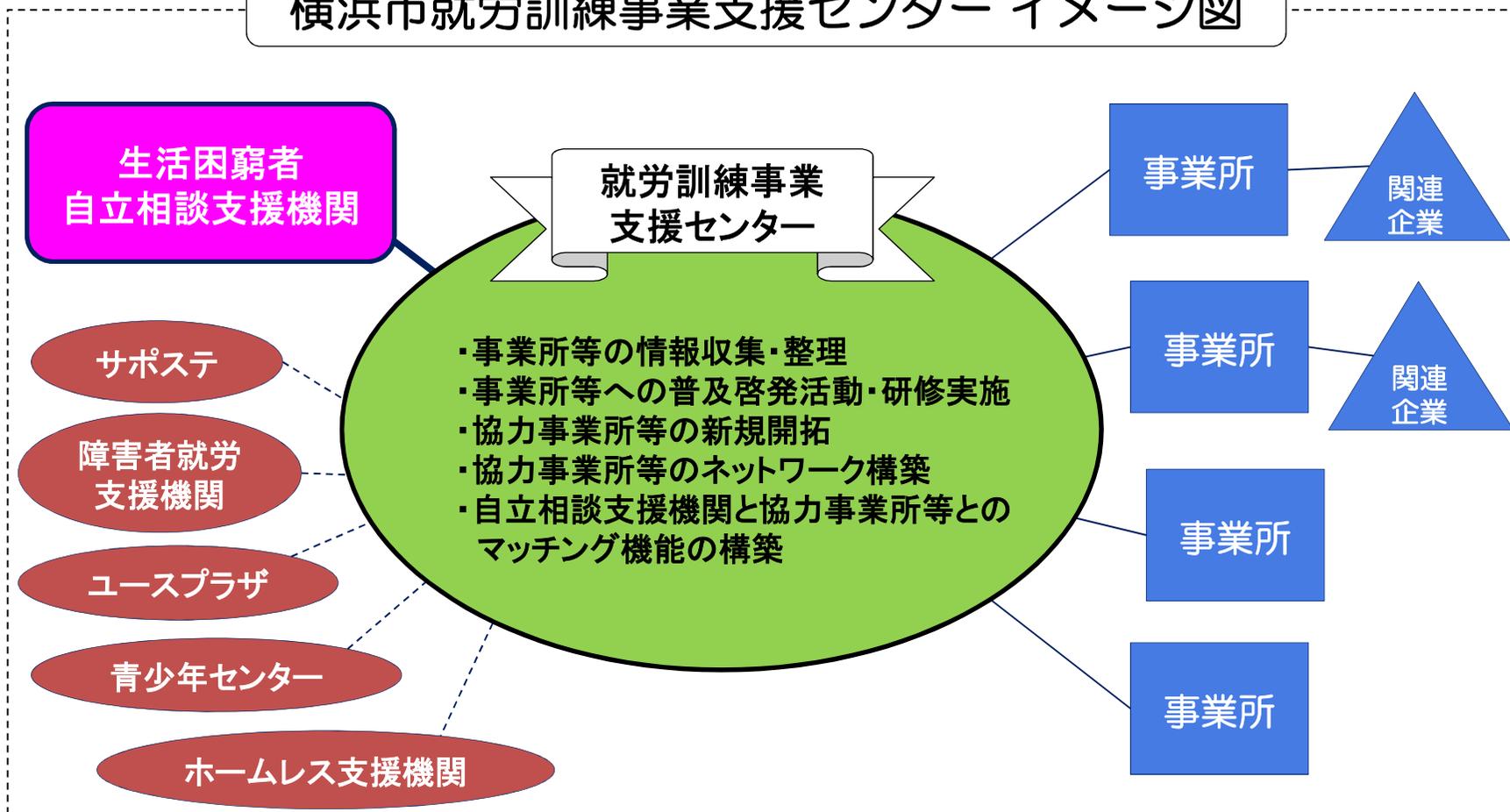


## ★ 受講者の声（アンケート結果から）

- 終了でき自信がついた。
- 生活リズムができてよかった。
- 受講してよかった。社会への出発としたい。
- 今後の仕事に役立てたい。
- 仲間が増えて良かった。良い経験ができた。

# □ 就労訓練事業（中間的就労）の推進

横浜市就労訓練事業支援センター イメージ図



## □ 家計相談支援事業

事業開始：平成25年10月

司法書士やファイナンシャルプランナーによる  
面接相談や家計管理支援等を実施

対象者：失業や多重債務により家計収支のバランスが崩れ、  
家計の再建を必要とする者

事業内容：  
・ 支援対象者との面談  
・ 家計収支に関する課題の把握と評価  
・ 家計再建のための計画策定  
・ 支援の実施（家計簿の作成指導、収支計画の見直しなど）  
・ 各種貸付実施機関等との連絡調整

実施方法：NPO法人「みらいじぶん生活・らしく」に委託

実施場所：中区役所（実施事業者から司法書士・FPを派遣）

## □ 寄り添い型学習等支援事業

事業開始：平成20年9月

- ・生活保護世帯や生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等を対象にした事業を各区で実施。
- ・学習支援型と生活・学習支援型の事業がある。

### 中区の取組

26年2月から学習支援型の事業を開始

実施内容：高校受験を目標にした個別学習支援  
進路に関する相談支援

対象者：中学1年生～3年生（定員20人）

実施方法：NPO法人 教育支援協会 に委託

実施場所：区民利用施設を利用し、区内2か所で実施（水金と火木）

## □ 無料低額診療事業との連携（独自の取組）

連絡票を共有し、無料低額診療が円滑に利用できるよう、手順をルール化



### 【無料低額診療事業】

⇒医療を必要とする方が、経済的な理由によって医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行うもの（第二種社会福祉事業）

# 5 モデル事業の実績

## □相談・支援実績(25年10月～26年3月)

	人数(実人数)
相談者実数	97人
相談のみ	61人
利用申込数	36人
(うち支援終了数)	8人

※ 支援終了理由内訳  
生活保護申請2人、辞退5人、区外転出1人

## □支援メニュー利用状況

	件数
就労支援（うち就職）	14件（5件）
就労準備支援	1件
家計相談支援	7件
住宅支援給付	4件

※ 各支援メニューの利用は重複しているため、合計とは一致しない。

## □ 相談経路・方法

	人数
直接来所（生保相談からを含む）	32人
庁内他課	36人
保護CW（保護廃止）	2人
関係機関（社協等）	5人
電話	22人
合計	97人

※庁内他課内訳：保険年金課18、税務課3、福祉5法関係15

## □ 利用申込者(36人)の傾向

○単身者は16世帯、家族と同居は20世帯

○年齢は24歳から78歳まで（平均51歳）60歳以上が12人と多い。

○就労支援だけで支援が進むことは少なく、就労支援と並行して借金や未納金など整理すべき課題を抱えている事例が多い。

○生活再建にあたって、債務整理だけでなく家計の収支バランスの見直しを必要とする事例が多い。

## □ 分析・課題

- 相談・申込とも若年者からのものが少ない。
- 65歳以上の年金受給者からの相談も多いが、就労支援策が不十分。
- 庁内連携により他課から引き継がれる事例は多いが、実際の支援につながらない例が多い。案内引継ぎの仕方に工夫が必要。
- 他機関から引き継がれる事例が少なく、一層の周知広報が必要。
- 唯一の給付である住宅支援給付は支援を継続するにあたり有効。

## 6 27年度の本格施行に向けて

## □ 26年度の取組と27年度に向けての課題

- 実施方式（直営か委託か）の確定
- 実態調査の実施
- 関係機関とのネットワークの構築
- 中間的就労事業所の開拓
- 担い手となる人材の育成  
など

制度の要は  
主任相談支援員

## □ 相談支援事業で直営を選択する理由(1)

### 1 支援効果

これまで蓄積してきた相談支援や就労支援のノウハウやジョブスポットを活用したきめ細かな支援が可能

### 2 相談者の利便性

住民に身近な区役所への窓口設置によりワンストップでの相談やサービス提供が可能

### 3 関係機関連携

内部の関係課（税務課・保険年金課など）との円滑な連携による対象者の早期把握や相互連携が可能

## □ 相談支援事業で直営を選択する理由(2)

### 4 業務効率

「支援決定」は自治体の必須事務。相談受付から支援開始までのプロセスを効率的に実施することが可能

### 5 人材育成

本市の社会福祉職の豊富なスキル・ノウハウを生かした継続的な人材育成が可能。地域のネットワークづくり・社会資源の開発効果が期待できる。

### 6 委託先の確保（消極的な理由）

本市の規模で、質的・量的に包括的な相談支援が実施可能な事業者は限定される。

## □ 直営方式の課題

### 1 行政コスト・人員配置

正規職員を配置する場合は国庫負担の対象外となるため自治体のコストがかかる。

➡ 嘱託職員等を活用した効率的な執行体制を検討

### 2 窓口の敷居の高さ

行政の窓口は敷居が高く、相談に行きづらい。  
特に「保護」については抵抗が強い人が多い。

➡ 周知広報の工夫。アウトリーチ機能の重視。  
窓口名称、課名の変更検討。レイアウトの工夫



資料提供：横浜市健康福祉局保護課  
横浜市中区福祉センター保護課  
作成：平成26年5月2日